



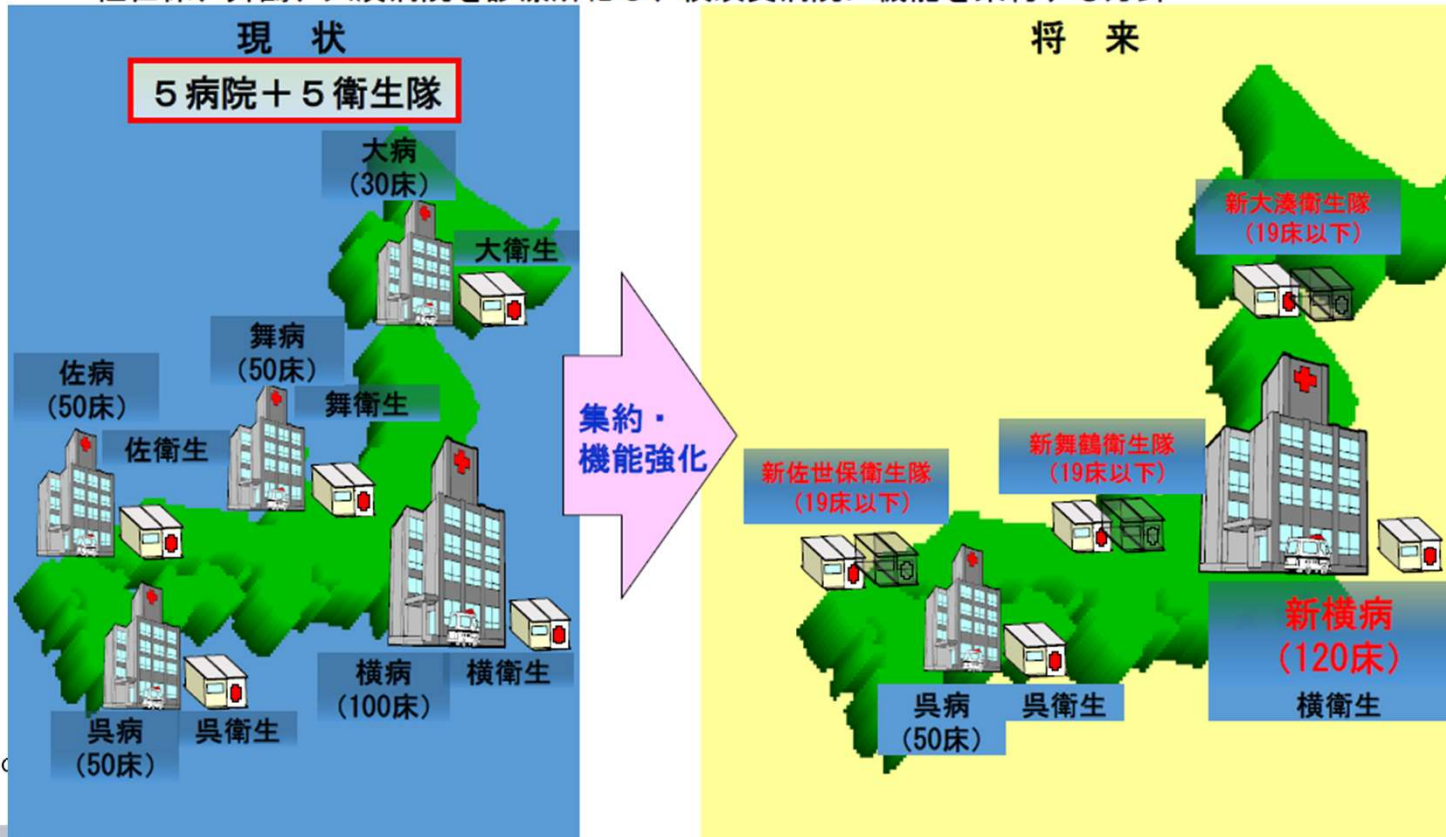
自衛隊横須賀病院の病床の取扱いについて

1 自衛隊病院の再編について



地方の縮小と横病の拡充

- 2 海上自衛隊の病院・衛生隊
佐世保、舞鶴、大湊病院を診療所化し、横須賀病院に機能を集約する方針



2 対象医療機関

医療機関名	自衛隊横須賀病院
開設者	防衛大臣
開設場所	横須賀市田浦港町1766-1 令和9年、田浦港町446-42他4筆に移転予定
病床数	現状：一般病床 100床 (隊員等の診療に支障を及ぼさない限度において一般住民に対する診療も実施) (※) 自衛隊病院は、隊員等の診療に支障を及ぼさない限度において隊員以外の者の診療を行うことができる。(自衛隊法施行令第46条第3項) 移転時に20床を増床したい意向 (⇒120床)

3 病床整備に関する規定と手続き

【公的医療機関等】

【その他の医療機関】

【国の開設する医療機関】

【県要綱】

病院等の開設等に関する指導要綱

事前協議に係る手続を定め、
実質的に基準病床を超えた
病床整備を抑制

【医療法】

開設等許可の申請

開設等許可の申請

開設等許可の申請

病床過剰地域の場合
県医療審議会への諮問

病床過剰地域の場合
県医療審議会への諮問

(医療法施行令第3条)

30条の11適用なし

→ 勧告なし

(医療法
第7条
第4項)

(医療法第7条の2)

開設不許可

(医療法
第7条
第4項)

(医療法第30条の11)

勧告の実施

(医療法
第7条
第4項)

厚生労働大臣から県知事へ
医療計画の達成の推進を図る
観点からの意見照会

開設許可

開設許可

開設許可

使用許可申請・許可

使用許可申請・許可

使用許可申請・許可

勧告を受けた場合、厚生局は保険医療機関
の指定をしないことができる

- 20床の増床については、国の開設する医療機関の流れに沿って対応することとする
- 今後同様の案件があった場合は、適宜情報提供する

説明は以上です。